

5/18 木

## 要介護2以下の福祉用具レンタル自己負担増案



日本福祉用具供給協会理事長 小野木 孝二さん

# 重度化防いできた自負 全額払える人限られる

安倍政権がすすめる介護保険制度の連続改悪で、財務省は福祉用具レンタルにつき、要介護2以下の利用者は「原則自己負担」とし、「保険給付の割合を大幅に引き下げる」と提案しています。要支援1から要介護2までの利用者約110万人が影響を受けます。この問題について、福祉用具レンタル業者でつくる日本福祉用具供給協会（加盟350社）の小野木孝二理事長に聞きました。（内藤真弓子）

—介護保険で福祉用具レンタルはどんな役割を果たしていますか。

われわれが貸しているのはモノではなく機能です。手すりや歩行器を使えば高齢者が24時間、家族やホームヘルパーの世話をならずにトイレに行くことができます。残された力を使って自立を促し、生活の質を上げる価値を持っています。

またサービスは山間へき地でも離島でも、全国に行き渡っており、介護保険の基本部分を担っていると考えています。

ベッド・車いすも

2006年に要支援1～要介護1の人は、原則ベッドや車いすが利用できなくなりました。

した。それでもこの方々の24～38%が何らかの福祉用具レンタルを利用されています。ベッドや車いすも借りられる要介護2では、利用率は56%と居宅で一番利用されるサービスです。要介護3以上になると6～7割の方が利用していますが、福祉用具レンタルの介護給付費は総額27.25億円で全体の2・8%にすぎません。わずかな経費で自立を促進し、重度化を防いできたという自負があります。

—「原則自己負担」にな

るとい、利用者にどういった影響を与えるでしょうか。

財務省は初めに利用者さんにレンタル料の全額を払ってもらい、後で保険給付分をある程度返金するといいます。

しかし毎月発生する費用ですか。全額払える方はかなり限られるのではないかでしょう。

（4面につづく）